



## 日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成22年度日本弁理士クラブ幹事長 岡 部 譲

日本弁理士クラブ幹事長に就任して9ヶ月ほどが過ぎました。

本年度の幹事長として一言ご挨拶申し上げます。

日本弁理士クラブはP A会、春秋会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、無名会の5会派を束ねる連合体組織です。各会派はもともと出身大学の同窓生の親睦団体という性格を持ちますが、現在ではそのような学閥的な色彩は薄まって来ています。日本弁理士クラブは結成以来既に60年以上の歴史を持ち、2000名以上の会員数を有する日本最大の会派組織です。最近の若い合格者の方の中には、企業に勤務されている弁理士も多く、会派活動に割く時間もない、そのような活動に興味がない、または、会派活動そのものに不信感や反感を持っておられる方も多いように思います。しかしながら、強制加入制度をもち、弁理士の懲戒権まで持った弁理士会の存在は我々弁理士業務の品位を保ち、高い社会性を保つためにも必須の存在であり、有為の人材を弁理士会に提供して弁理士制度を適格に運営するためには会派の存在はどうしても必要です。日本弁理士クラブの主要な機能は、構成5クラブの人材を適切に活用して弁理士会に供給し、弁理士制度の適切な運用を行うことにあります。最近、無会派層と呼ばれる弁理士が増え、弁理士会の活動にも興味のない会員が増えており、日本弁理士クラブも人材の供給に大きな困難をきたしているところです。会派による談合や人事権の専横等の弊害に対する批判も耳にします。確かに会派活動にはそのような側面があることも事実ですが、それは会派活動の一面のみを捉えた浅薄な議論であり、実際に弁理士会を支え、動かしているのは会派に所属し、種々の経験を積んだ有為の人材であることも紛れもない事実です。日本弁理士クラブではこのような会派活動の実体を特に若い弁理士の皆さんに理解して頂くべく、メルマガや研修会等の活動を行っています。

さて、今年は2年に一度の弁理士会会長選挙の年に当たります。今回の選挙はかなり激烈なものになることが予想されていましたが、本稿執筆時点では6名の立候補者の出馬が噂されるなど、過去に例のない厳しい選挙となりそうです。減少する出願数、増加する一方の弁理士合格者数、伸び悩み手数料収入等、弁理士を取りまく環境は益々厳しさを加えています。このような厳しい環境下では、強力なリーダーシップを発揮できる有能な弁理士会会長に会務を託さなくてはなりません。激しい選挙戦はこのような弁理士の危機意識を反映したものと考えられます。本年度、日本弁理士クラブでは、このような厳しい環境の元で、最大会派としての責任を全うすべく、最適の候補者をなるべく早期に選出するため、年度始めから積極的な活動を展開し、構成5会派から立候補予定者を募り、2名の予定者を1名に絞って日本弁理士クラブ統一候補として選任するというプロセスを実行しました。今回の候補統一プロセスは、候補を擁立した2会派と他の3会派が綿密に議論をして極めてオープンな形で行われました。過去に例のない形式で行ったため、いくつかの反省点もありますが、公明正大な候補者一本化の方法論として、今後の参考になるものと考えています。これから、選挙活動はいよいよ本格化し、激しい選挙戦に突入します。日本弁理士クラブの推薦する候補者が全員当選できるよう、全力で支援していくつもりです。

以上で、日本弁理士クラブの活動の様子は大体御理解頂けたものと思いますが、日本弁理士クラブはこの他にも、構成5会派の親睦を深めるために、旅行会、ボーリング大会、テニス大会等の行事も行っています。自会派だけでなく他会派に所属する先生方との親睦を通して色々な経験や勉強ができるのも会派活動の魅力です。多くの皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

以上



# 「全員参加により知的財産制度の 発展に貢献しよう！」

日本弁理士会会長 筒井大和

## 1. はじめに

平成22年度は会長2年目になりますが、日本弁理士クラブの皆様にご挨拶申し上げます。本年度の事業計画も、昨年度のものと同様に基本的には同じ方向であり、進捗状況に合わせて、当初のマニフェストに掲げた政策を会長2年目で完結することを目指しております。

以下に、本年度の事業計画の主なものをご説明します。

## 2. 本年度の主な事業計画

### (1) 特許法改正への対応

現在の特許法の状況は、来年の通常国会への改正法案の提出に向けて、産業構造審議会の知財政策部会及び小委員会にて議論が行われており、前者には小生自身が、後者にも1名の会員が委員として参加し、日本弁理士会としての意見を述べています。改正の情報については、メール・FAX網や、日本弁理士会のホームページ等を通じて会員の皆様にお伝えする所存です。

### (2) 業務報酬のあり方の見直し

弁理士の業務環境の整備と特許事務所の基盤強化のため、プロパテント時代にマッチした業務報酬のあり方を昨年来検討してきましたが、本年度は昨年度のアンケートに基づく検討結果の公表を目指しています。

### (3) 弁理士の質の維持の検討

#### (弁理士試験制度の検討)

試験制度に関しては、昨年12月から委員会を立ち上げて検討しており、本年度はアンケートを実施し、

そのデータに基づき、弁理士の質を維持できる試験制度及び弁理士試験合格者数のあり方等について、検討結果の公表を目指しています。

### (4) 知財サポートセンターの設立

弁理士が各種のビジネスを行うに当たってそのサポートを実行できる外部機関を弁理士会独自に設立し、それを通じて、弁理士にとっての新規ビジネスの開発が行えれば、弁理士業の将来のために有意義と考え、色々と設立の検討をしてきました。しかし、現在の弁理士法や会計基準では、外部機関としての設立は困難な状況ですので、取り敢えず、弁理士会内にサポートセンターとしての知財ビジネス開発推進室を設置し、かつその運営をサポートする組織(WG)を立ち上げ、将来に備えて、新規ビジネスの開発に向けて実際の活動を開始することにします。

### (5) 広報活動の強化

日本弁理士会が行っている種々の対外的・対内的活動について、広報の更なる強化が必要であるという認識の下、昨年度中に広報センターが附属機関化されましたので、本年度は、広報センターを通じて対外的(弁理士会外)・対内的(弁理士会内)な広報機能を強化します。

### (6) 会員総合相談窓口の充実

今回の未曾有の世界同時不況により、特許・商標・意匠出願件数等が減少し、我々弁理士の業務環境は益々厳しくなっています。この状況の中で、会員サービスの向上のため、昨年12月から会員総合相談窓口を開設し、調査室を中心に事務所運営の相談業務等を受けており、予想を上回る多数の相談が寄せられています。

#### (7)業務引継マッチング・システムの開発

事務所業務の引き継ぎは依頼者にとって重大な影響があります。そこで、業務引継をスムーズに行い、依頼者の利益を保護できるシステムを検討してきましたが、その業務引継マッチングのためのシステム開発を行います。

#### (8)地域知財の支援と支援協定の締結

地域知財の支援は重要テーマの1つであり、知財支援センターや、地域知財活動本部、全国9支部等を通じて支援活動を行っていますが、本年度は昨年度の青森県及び横浜市との支援協定の締結に続いて、山口県と20番目の協定締結の準備をしています。また、昨年度の青森県に続き、会設事務所の更なる開設も模索し、地域知財支援の充実を図るよう検討しています。

#### (9)中小ベンチャー企業への支援

このテーマも地域知財の支援と共に、重要な支援テーマですが、本年度も支援センターや各支部等を通じて、様々な中小ベンチャー企業の支援を実行しています。

また、それに関連して、中小ベンチャー企業への支援の一環として、全国の自治体での出願等の支援制度を調査し、日本弁理士会のホームページに紹介しています。

#### (10)国際知財活動の拡充

国際知財活動の拡充による弁理士の国際競争力の強化は、非常に重要なテーマです。その一環として、国際活動センターの機能の拡充をはじめ、各国の弁

理士会や知財団体との交流の強化等を図っています。既に終わった活動を含めてご紹介しますと、AIPLA、イギリス弁理士会、ドイツ弁理士会、及びフランス弁理士会等との交流会の開催の他、世界の弁理士会首脳部が集まるIPサミットへの参加、INTAへの役員派遣等も実行します。また、中国及び韓国のようなアジア諸国の弁理士会や中華商標協会との交流・役員派遣等を予定しています。更に、国際情報の収集と、会員の皆様への提供にも力を入れています。

#### (11)継続研修・実務修習への対応の実行

3年目となる研修実行体制の更なる整備及び研修の実効性の向上を目指す他、未受講者対策の検討と実行を行い、同じく3年目を迎える実務修習等、新人弁理士の実務研修の実行を行います。

#### (12)役員制度の見直し・再構築の検討

前回の役員制度改正からこれまでの実経験や、会員数の増加等を踏まえ、効率的な会務運営に資する役員制度のあり方を見直し、それに基づいて、役員制度を改めて再構築すべく、将来に向けて委員会にて検討を進めています。

### 3. 今後の会務の予定

会長2年目の本年度も、以上に例示したような多くの事業に取り組んでおります。本年度執行部としては、今後も、これらの事業や新規事業の完結に向けて、最大限の努力をする所存です。日弁会員の皆様には、これまで以上のご支援・ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



## ご挨拶

日本弁理士会副会長 狩野 彰

### 1. はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により副会長を拝命させていただいている狩野彰（かのう・あきら）です。筒井大和会長の2年目の出発が4月1日ですので、約半年が経過しようとしています。その間、日本弁理士クラブの先生方からご支援ご協力を賜りましたことにお礼申し上げます。

### 2. 主な担当会務の状況

例年と同様に、8名の副会長が会務を分担していますが、私の担当は、国際活動センター、産業競争力推進委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、知的財産政策推進本部、総合政策検討委員会、及び監事会です。これら委員会等の活動についてご報告します。

#### （1）国際活動センター

弁理士業務が国際的であることから、国際活動センターは知的財産に関係する海外の官庁、弁理士協会、商標協会や国際機関との交流を図るとともに、海外の情報を収集し、また、日本の法改正等の情報を海外へ発信しています。

本年度の注目すべき活動は、AIPPLAとの交流（4月日本）、中国専利代理人協会との交流（9月日本）、英国弁理士会との交流（9月英国）、ドイツ国弁理士会（10月ドイツ国）、フランス国弁理士会との交流（10月フランス国）、AIPPLAとの交流（10月米国）、韓国弁理士会との交流（11月韓国）、アジア・セミナー（3月フィリピン国）です。AIPPI総会がパリで開催されますので、英国、ドイツ国へ訪問し、久しく絶えていた各国弁理士会との交流

を図るものです。

アジア・セミナーはタイ国バンコクで開催する準備を進めてきましたが、政情不安のため、これを延期し、フィリピン国マニラで開催するように切り替え、現在、急ぎ準備を進めています。APEC諸国において日本の知的財産制度の実務についてセミナーを行い親睦を深めています。

#### （2）産業競争力推進委員会

模造品・海賊版対策について検討するとともに中華商標協会との交流を深めています。

前者としてはドバイ税関長を初めて日本にお迎えして講演を行っていただくことを企画しています。ドバイは模造品・海賊版交易の中継地点として知られていますが、電気・電子製品や自動車部品の模造品についてのドバイ税関での取り締まりの実情が詳しく説明されるものと期待しています。

後者としては、8月末から9月初めに中国青海省西寧市において2010全国大会に出席し、発表するとともに、中華商標協会幹部との意見交換をおこないました。

#### （3）バイオ・ライフサイエンス委員会

iPS細胞発明の特許化支援、医療発明講演会への講師派遣、生物多様性条約国際会議（COP10）への参加などを企画しています。

#### （4）農林水産知財対応委員会

種苗法登録実務の研究、有名な地名、農産物名等の中国における悪質商標登録問題、和牛遺伝子の保護などトピックメイキングな課題を多く検討し、講師派遣しています。

(5) 総合政策検討委員会

中長期的な課題についてじっくり議論していますが、本年度も企業勤務弁理士について、旅費支給について検討しています。

(6) 監事会

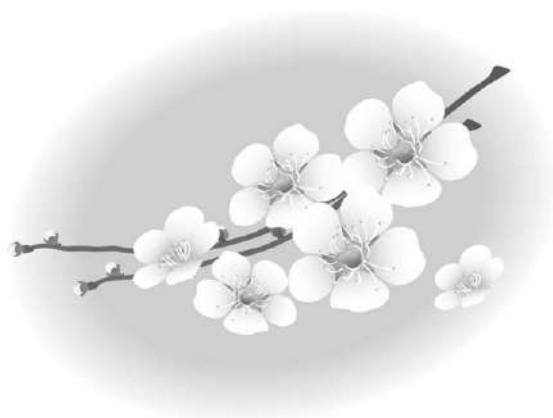
会務が健全に行われているか、財務は適正に管理されているかを検討していただいています。執行役員会の会務、財務についての報告、説明だけでなく、監事会の質問に答え、場合によっては、監事会の意見を執行役員会へ反映させるよう努力しています。

特許庁である平成22年4月度日本弁理士会副会長に就任してから

3. 最後に

残り任期は約半年ですが、会務はまだまだ多く残っております。会務を全うする所存でありますので、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

(平成22年9月記)





## 会 務 報 告

日本弁理士会副会長 小宮良雄

### （はじめに）

各位にご推薦いただき副会長に就任して瞬く間の6カ月、折り返し点に立ちました。主には研修所を担当し、研修に関連して試験制度検討委員会、インターン制度検討委員会を受け持っています。その他、特許制度運用協議委員会や対外的な折衝を担当しております。最重要課題である研修と試験制度検討につきご報告します。

### （弁理士試験と実務修習）

平成20年の弁理士法改正により、弁理士試験の合格者は実務修習を受けなければ弁理士登録を受けられなくなったことはご存知のところですが、弁理士試験は国家試験として工業所有権審議会が行い、実務修習は経済産業大臣が行うという構造になっています。したがって、試験の方針、運営について弁理士会が直接的には関与することはできません。しかし実務修習については、経済産業大臣が日本弁理士会を指定修習機関とし、その委嘱を受けて研修所が実施しています。

平成21年の弁理士試験の合格者813名は、全員が実務修習を受け、翌22年3月には全員が無事終了しました。1年だけの結果ですが、弁理士になるためには、弁理士試験と実務修習とは不可分であることがこの数字からも窺い知ることができます。

現時点では平成22年の弁理士試験の合格者、すなわち実務修習受講予定者の数を知る由もありませんが、研修所は昨年度程度の実務修習者数を想定し、12月中旬の開講を目指して準備を進めております。尚、実務修習を終了し弁理士登録した者には、さらなる

実務能力習得のため新人研修、新人養成研修を行っています。

会員各位には、これら研修の講師をお願いすることもあるかと思っております。その折には是非ともご協力をお願いいたします。

### （会員研修の実状）

弁理士が公的資格として独占業務が認められるからには、法令の順守と制度の熟知が要求され、平成12年から倫理研修の受講が義務化されてきました。さらに平成20年度からは倫理研修に加え継続研修が義務付けられています。この継続研修は、弁理士の独占業務になっている伝統的なコア業務だけではなく、訴訟関連業務、海外業務、あるいは近年弁理士法に導入されている業務等、総合アドバイザー型弁理士としての広範囲な業務について行っています。

倫理研修の実施にあたっては、会員を受講年度毎にA～Eのグループ分けを行っています。自分がどのグループに属しているかは既にご承知とは思いますが、一昨年Aグループ、昨年Bグループと終了し、今年はCグループの倫理研修を実施しております。倫理研修の終了年度に合わせて、継続研修の習得単位数もカウントされ、不足していると未受講扱いとなることがありますから、ご自分の習得単位数を常々把握しておくことが必要です。Aグループの方で何人か未受講のため処分対象となっている方がいるのは非常に残念です。Bグループの方にも未受講、あるいは単位数不足の方がかなりおります。リストにあがっている方、研修制度は全員が研修を受けるための制度であり、決して処分するための制度ではありません。

ません。今からでも遅くないので、受講するための努力をしてください。

継続研修には必修科目があり、いまのところ改正特許法と不正競争防止法が指定されています。この2科目は、全会員ともグループ分けとは関係なく、平成23年3月までには受けなければなりません。現時点でかなりの会員が未受講です。Eラーニングで受講可能ですから、是非とも早く受けるようにしてください。

このほか、特定侵害訴訟代理のための能力担保研修、その能力担保研修の前提となる民法、民事訴訟法の基礎研修が行われています。最近の傾向として登録番号の比較的新しい弁理士が受講しています。

#### （試験制度検討の現状）

弁理士試験は、国家試験として法定、管理されており、従前に比べ情報公開されるようになってきましたが、公開されている情報だけでは十分理解できない点も多いです。特に平成17年以降漸減してきたかに見えた合格者が、一転平成21年度に急増したことについて、期限的な減免の拡張など制度改正が反映したというだけでは説明が付きにくい面もあります。減免の拡張は受験生の負担軽減を目的とするものであるにも関わらず、平成21年度、平成22年度の志願者は連続して減少しています。合格者の急増と志願者の減少という両面から挟撃され、弁理士試験の簡易化、延いては一部の試験合格者の実力不足な

ど、研修受講者の急増対策や研修の充実だけでは対応しきれないところまで来ています。

弁理士試験には多くの弁理士が試験委員としてかかわっていますが、制度運営の面で決定権をもつものではありません。また、委員として知った情報を公表することもできません。特許出願の減少という環境変化のなかで、弁理士のユーザーである産業界の要求を知り得る立場にある我々が、弁理士試験についてあるべき姿、社会的要求を把握することが必要です。

試験制度検討委員会では、試験制度の現状分析をするとともに、将来のあるべき姿を答申として纏めるべく議論しております。特に委員会の主張が客観性のあることを示すため、アンケートを準備しております。アンケート対象は、弁理士、及び弁理士のユーザーである企業です。11月には各位のお手許にアンケートが届きますますので、ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

#### （おわりに）

この6カ月、他の副会長、役員もご同様と思いますが、何一つとして楽にこなせた仕事はありません。担当しています委員会は、いずれも重要であり、心血を注ぐ思いでことにあたっております。この報告では研修と試験制度を取り上げておりますが、他の担当業務については別の機会があればご報告いたします。



# 活動報告

日本弁理士会副会長 松浦喜多男

## 1. はじめに

日本弁理士クラブからの、ご推薦を頂き、平成22年度の副会長を拝命しております松浦喜多男です。就任しまして、はや6ヶ月を過ぎようとしています。この間、様々な事案に対応してまいりましたが、皆様方の暖かなご支援を拠り所として、私なりに精一杯努めさせていただきました。会務活動の日々に、確かな充実感も抱いています。改めて、御礼申し上げます。

ご承知のように、本年度は筒井会長の二年度目であり、仕上げの年です。従って、積み残しは許されず、着実に任務を遂行するための計画性と、更なる創造力・行動力・情熱が求められていると、肝に銘じております。

私の担当は、支援センター、地域知財活動本部関連、パテントコンテスト委員会、そして中小企業支援全般、四支部、発明協会等となっています。つまりは、日本弁理士会の社会貢献部門の枢要を担当しております。社会貢献活動の活発な東海出身であることから、この担当に、喜びと、身の引き締まる思いを感じているところです。

ご挨拶に代え、今までの活動を、担当の分野で、振り返ってみたいと思います。

## 2. 支部サミット

福岡の大宰府近郊で、第1回支部サミットを7月16日、17日の二日間に亘って開催しました。

本年は、平成17年12月21日の総会決議により全国に各支部が設置されて、5年となります。また、島根県と知財支援協定が締結され10年目となります。その意味では、今年、地域知財支援の節目の年です。そこで、この節目を契機として、各支部及び本

会関係者が一堂に会して、支部及び地域知財支援に関する各種の問題を整理すべく、支部サミットを開催致しました。

関係付属機関、各支部の議論を通して、支部活動の成果を共有し、明日の支部活動・支援活動が更に活性化されることを期したものです。会議は、パワーポイントを用いた支部報告、支援センター・広報センターからの問題提起、支部運営と支援関係とに分かれてのグループ討論などにより、熱心な議論がなされ、次のことが合意され、支部サミット大宰府宣言として採択されました。

### ① 全体

各支部は、支部報告で確認されたように、与えられた環境の中で、叡知を寄せ、さまざまな工夫を凝らし、社会支援、支部運営に取り組んできた。一方、支援を担う会員の数、会員の地域偏在、弁理士会を取り巻く環境変化などにより、今後もし取り組まなければならない課題は山積している。これらの課題解決には、各支部内の自助努力だけではなく、本会・付属機関からの支援や支部間の連携が必要である。

### ② 付属機関との関係

社会支援につき、特に会員数の少ない支部にあっては、支援センターの助力が必須であり、今後とも期待される。一方、支援センターは、各支部からの要請に対応するだけでなく、各支部の支援活動を把握し、支援活動の情報の集中と管理を図り、その上で、全国的視野に立って、支援を先導することが求められる。いわゆる社会支援のハブとしての役割が求められている。

同様に、新たに付属機関した広報センターにも、各支部の広報活動のハブとしての役割が期待される。



### ③ 支部連携

各支部は、夫々の環境に応じて支部運営のノウハウを蓄積してきた。そこで、各支部は、情報を交換し、互いに学びあい、支部間連携により様々な課題解決の糸口を見いだされることが期待される。

## 3. 知的財産支援センター

支援センターは、弁理士会の附属機関として設置されて、本年度で12年目を迎えます。昨年度は、1600回以上の知財フォーラム、セミナー、相談会等を開催しました。

本年度前期では、各地で支援員研修を行い、質の高い支援活動を目指しています。また学校授業用台本作成WGにより、台本を磨き上げると共に、知的財産授業についてのパンフレットも作成し、出張授業の広報に努めています。出張授業も含めた教育機関向け知財セミナーは、小中学校のほか、秋田大学、鳥取大学など多大学からの要請があり、講師派遣を順次行なっているところです。

一方、各地方公共団体への支援も、高知県「知的財産セミナー（8/10、中部：高知市）」、岩手県「いわて知的財産権セミナー2010」、北海道「海外における商標の冒認出願対策セミナー」、鳥取県「知的財産セミナー2010知財ゼミ」、宮城県「宮城知財セミナー2010」、青森県「著作権セミナー in あおもり」などが予定されています。

本年度は支援協定十周年に当たるため、この10年間の成果を整理するための記念事業も企画しています（平成23年2月10日（木）予定）。

## 4. 地域知財活動本部

活動本部に置かれた企画調整委員会本委員会は、設置して5年目を迎えます。タウンミーティングやキャラバン活動などの地域知財活動の企画・調整・実行を行うことにより、中小企業支援を中核とする地域活性化を図ることを目的として活動しています。

本年度は、昨年度の答申を受け、中小企業支援を中核として地域活性化のための企画・実行を検討しているところです。また、各支部における地域知財支援活動の予定が出揃い、その実行段階に移行しようとしている。特許庁の優良企業表彰制度に対する

企業推薦についても、審議を開始したところです。

活動本部としては、会設事務所の設置についても検討しています。この原稿が皆様の目に留まることには、二番目の会設事務所の設置が、具体的に提案されているかもしれません。

## 5. パテントコンテスト委員会

本委員会は、文部科学省、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館との共催で、本年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストを、各支部、支援センターの協力を得ながら、企画実行しています。この実行は、主催者会議の実施、応募前セミナーの実施、応募案件の選定、表彰式の開催及び出願支援対象への指導等の一連の作業により成り立っています。本年度は弁理士の日に、関東支部、東海支部の協力を得て、デザインパテントコンテストの応募前セミナーを開催しました。昨年度の応募に地域偏在があったことを解消し、日本全国からの応募を期待する観点から、本年度は事前セミナーの要件を緩和したいと考えています。

## 6. おわりに

国の「知的財産推進計画」では、知的財産を活用して地域を振興するとし、種々の具体的提言を掲げています。とりわけ、地域に根ざした中小・ベンチャー企業の支援が重要となります。中小企業数は約450万社で、全企業数の99%以上を占め、一方では、特許出願比率は約12%と低迷した状態であることから、その活性化が求められます。経済不況下、知財による日本再建が謳われながらも、実際には出願件数の低下が止まらない現状に鑑みると、中小・ベンチャー企業の支援は喫緊の課題です。

日本弁理士会は、支援センター、各支部を中核として、「知的財産推進計画」策定前から、中小企業を軸とする地域知財支援を精力的に行なってきました。国に先駆けて、中小企業支援を行ってきたと言っても過言ではありません。今後とも、国の施策に合致する、この支援活動を弁理士の地位を高め得る日本弁理士会の基本活動として、大切に育てていきたいと思っております。何卒ご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。



# 会務報告

日本弁理士会副会長 鈴木 一 永

## 1 はじめに

日本弁理士クラブ、稲門弁理士クラブ、無名会からご推薦をいただき平成22年度日本弁理士会の副会長を務めさせていただいております鈴木です。

本年度は筒井大和会長の任期2年目、昨年度から実行してきたマニフェストの仕上げの年となります。

本年度の執行役員会は、「**全員参加により知的財産制度の発展に貢献しよう!**」というスローガンを掲げました。このスローガンの下、ほぼ任期の半分が過ぎましたが、ここまで順調に会務を実行してこられましたのも会員の皆様のご協力・ご支援の賜物と感謝いたしております。

## 2 事業計画

本年度の事業計画は昨年度の事業計画に沿ったもので基本方針も昨年とほぼ同様に以下の通りとなっております。

### 【基本方針】

- ・ 弁理士の業務環境を整備し、社会環境の変化に適應できる特許事務所の基盤強化を実現する。
- ・ 知財制度・知財業界の発展と我が国の産業競争力の向上に寄与し、弁理士の社会貢献を果たす。
- ・ プロパテント時代における多様な知財ニーズへ対応するため、弁理士の専門能力の更なる向上と、職域の拡大と充実に努める。
- ・ 外国業務対応能力の更なる強化により、国際競争力を高めると共に、弁理士制度及び知財制度の国際的発展に貢献する。
- ・ 日本弁理士会の組織・運営の再構築と機能強化を実行し、会員サービスの更なる充実を図る。

本年度の会務はこの基本方針に沿って遂行されております。

## 3 執行役員会の活動

筒井大和会長の下、副会長8名、執行理事11名の合計20名で本年度の執行役員会を構成いたしております。昨年度同様本年度の執行役員会も毎週水曜日を定例として開催しております。各役員は定例の役員会に加え、原則月1回開催される各担当付属機関・委員会への出席、外国の弁理士界との交流、特許庁等の行政庁との対応、各知財関連団体との対応、政権政党をはじめとする各政党の議員連盟との対応、支部回りや地域支援活動などを行っております。

## 4 主な会務活動の状況

本年度4月からの主な会務活動の抜粋を紹介いたします。

### 〔4月〕

- 4月1日 平成22年度の執行役員会の発足、特許庁をはじめとする関係各所への就任挨拶
- 14日 第1回常議員会を開催
- 20日 AIPLAとの交流会



4月いっぱい各付属機関・委員会の立ち上げはほぼ終了

〔5月〕

5月6日 定期総会の議案確定、第2回常議員会を開催

13日 台湾弁理士会の訪問



28日 定期総会

この定期総会の議決を経て平成22年度の予算が執行されます。



〔6月〕

6月11日 近畿支部訪問

15日 北海道支部訪問

18日 関東支部訪問

東海支部訪問

22日 九州支部訪問

28日 四国支部訪問

〔7月〕

7月1日 弁理士の日記念祝賀会



2日 東北支部訪問

9日 北陸支部訪問

12日 中国支部訪問

16日 九州福岡にて第1回支部サミット開催

17日

30日 発明協会全国発明表彰式

〔8月〕

8月2日 平成22年度第1回外部意見聴取会開催

31日 中華商標協会との交流会

〔9月〕

9月2日 中華商標協会との交流会

6日 防災訓練

8日 アジア弁理士協会40周年記念式典

17日 日中弁理士交流会（北海道）

19日

本年度の多くの課題が残されております。今後の会務にたいしても会員の皆様ご協力をお願い申し上げます。

## 常議員ご挨拶

日本弁理士会常議員 江藤 聡 明

2010年9月15日現在、弁理士数8,732名（男7,618名、女1,114名、最終登録No.17252、特許業務法人136、付記者2,426名という状況です。そして、弁理士義務研修の単位不足で慌てている弁理士、初めてeラーニングにトライした弁理士がちらほら、今、こういう時代背景です。

一方で、日本国特許庁への2009年特許出願件数は、約34万件（大幅な減少）、商標もこの3年間で3万件減少。意匠も2004年から下降ライン。諸外国の出願件数の伸びを考慮すれば、日本の国内出願件数の相対的な減少はもっと大きいと思われます（因みに、中国の出願件数は、特・実・意合わせて約100万件、韓国における意匠出願件数は日本の約2倍）。

日本国特許庁における権利化の件数が減少していくという状況が、如何に国内における産業界の活力、対外競争力の低下を招くかということは、数年後にしか実感できないと思われませんが、一旦落とした発明創作意欲を復活させることがそう簡単ではないことも、経験のある企業から良く聞く話です。なお、日本弁理士会は、9月15日付けで（会長名にて）特許庁長官に対し、特許庁においても特許出願の減少に対する対応策を講じることについて要望書を提出しております。

さて、常議員、執行理事ともに2年目になりました。執行理事としては、毎週水曜日、執行役員会に出席しておりますので、幾分なりとも役割を果たしている感は有るのですが、常議員は強い役割感がありま

せん。

なお、執行役員会における執行理事の現状は、各種審議事項に関して、比較的自由に意見を述べてさせて頂いている状況ですが、副会長同士の議論に加えて、各委員会担当の執行理事が意見を述べることでバランスの取れた議論になっているように感じます。会長から執行理事の意見を確認する場面も少なからず有るとというのが現状です。

今後常議員になるであろう後輩諸氏のために、常議員について若干のご説明を。

・常議員は弁理士会の役員で、審議機関である常議員会の構成員の一員、

・常議員会の他の構成員は、会長、副会長、執行理事であり、執行役員会とダブっている。（このため、常議員会の審議機関としての性格がややわかり難いものとなっている様子あり。）

・結局、会則第78条（1）～（8）の各事項を審議する審議機関であり、審議をするだけで執行権限の委嘱がない所が執行理事との相違。

・従前常議員会が持っていた監査権限は、監事会に移行され、現在は、常議員会は監査権限も有していない。

・もし、総会にかけられる議案が常議員会で審議され、否決された場合どうなる？禁止規定はないと思われるが、総会でも否決される可能性が高いので、実質上総会にかけられることはできないと考えられる。

・・・その他、会則の第8章（第75条～第81条）を参照下さい。

因みに、本年度は、

第1回常議員会：平成22年4月14日（水）

午後1時～3時

議案：第1号議案 平成22年度「執行理事」選  
任の承認を求める件

第2号議案 常議員会審議委員会の設置  
及び委員選任の件

第2回常議員会：平成22年5月6日（木）

午後1時～

議案：第1号議案 平成21年度事業報告の承認  
を求める件

第2号議案 平成21年度決算の承認を求  
める件

第3号議案 平成22年度事業計画の承認  
を求める件

第4号議案 平成22年度予算の承認を求  
める件

第5号議案 平成22年度「外部監事」選  
任の承認を求める件

第6号議案 会令第17号「褒賞規程」中  
一部改正の件

第7号議案 会令第40号「監事会規則」  
中一部改正の件

第8号議案 会令第51号「役員選挙規則」  
中一部改正の件

第9号議案 会令第67号「知的財産価値  
評価推進センター規則」中  
一部改正の件

第10号議案 会令第85号「コンプライア  
ンス委員会規則」中一部改  
正の件

第11号議案 会令第86号「日本弁理士会  
会設事務所設置規則」中一  
部改正の件

第12号議案近畿支部室の移転につき、執行役員会  
での決定により賃借物件に関する仮契約を実施する  
ことについて、総会の承認を求める件が、開催され  
ました。

以上報告にてご挨拶に代えさせていただきます。

以上





## 監事雑感

21年度監事会副監事長  
22年度監事会監事 西山雅也

皆様のご支援を得て、監事に就任してから1年半、この間に感じたこと、思ったことの幾つかを思いつくまに記し、ご挨拶とさせていただきます。

### 1 健全な組織体における監査部門の活動

監事あるいは監事会の主たる職務は、日本弁理士会（以下、「本会」という）執行役員会の執行した会務及び本会の資産と会計について事後的に監査することである。このような職務の性格上、その活動の内容が本会会員の目に触れる機会はほとんどない。毎年の定時総会で行われる当該年度の監査結果についての監事長報告が、活動内容の一端を窺い知る唯一の場である。尤も例規（会則）上は、執行役員会が例規の規定による許可の申請に対して行った処分等についての不服ある場合、当該会員は監事会に対して調査の申立を行うことができる（会則85条）が、過去にこの規定が実際に使われた例はほとんどなく、かかる点からも目に見える形での本会会員と監事会の接点はない。

一般論としてではあるが、監事会あるいは監査役会が華々しく活動していることが外部から見て取れる組織体は、その執行部門の業務執行あるいは会計処理自体に問題があるということであり、健全な組織体とはいえない。本来、業務執行部門の活動は動的・躍動的であるのに対し、監査部門の活動は静的であり傍から見ると、活動しているのかどうか分からない空気のような存在、そんな存在として映ることがむしろ組織体として正しい姿ではないだろうか。これには勿論監査部門がしっかりとその職務を遂行していることが前提となる。換言すると、監査部門

がしっかり活動した上でなお黒子に徹していただける、そんな組織体が健全な組織体といえる。

本会において監事会あるいは監事の活動の様子が会員に認識されることはほとんどないが、これは一言でいえば、本会の執行役員会の会務執行や会計処理などがこれまで適正になされてきた証左であり、本会会務執行と会計処理等における健全性の表れといえることができる。

### 2 監事会の役割

上記したように、監事会がどんなことを行っているか、多くの会員にとってその職務の具体的な中身を知ることができない。そこで、監事会活動について数字を交えながら簡単に紹介したい。

本会の年間総収入は平成22年度の予算ベースで約21億円に達するが、その内の95%以上が会員からの会費収入によって賄われる。執行役員会はこの収入をもとに様々な事業を執行している。尤も本会事務局等の維持管理費用や会館賃借料その他の管理費用、及び会館施設整備等の繰入積立金支出を除くと、実際に事業のために支出できる費用はほぼ10億円程となる。予算全体の枠組み及び執行すべき事業については、基本的に毎年5月に行われる定時総会の議案として提示され、会員の承認を経たものとなっているが、事業の具体的な中身とその事業に割り当てる具体的な費用等の細目については専ら執行役員会の判断と裁量に委ねられている。

他方、監事会は、会員になり代わり、本会会則はじめその他の例規、総会決議に照らし、併せて判断に際しては社会的視点を以って執行役員会の会務の

執行が適正になされたかどうかあるいは会計処理が適正に行われたかどうか等を、執行役員会の議事録と財務・決算諸表に基づいて及び担当副会長の説明に基づいて監査し、かつ預金通帳、領収書、請求書等の現物・証憑書類を突合し監査を行っている。これらの監査作業は毎月行われるが、こうした監査を通して執行役員会の会務執行・会計処理の適正性が担保・保証され、会員の利益も確保されるということが出来る。したがって、監事会がチェック機能をしっかり果たすことが、会員にとって大変重要なことである。

### 3 監事・監事会関連例規について

監事・監事会に関する本会例規に関しては、すでに過去に本欄でも当クラブの何人かの先輩監事によってその不明瞭さが指摘された。これまでは実情に沿うように例規を解釈し対応してきた。しかし、職務の性格上、会則はじめその他の本会例規に特に厳格であるべき監事・監事会の立場からは、こうした状態がいつまでも続くことは好ましいことではないと考える。

昨年度、監事任期の終期に関する問題については、当クラブの幸田全弘前監事長のもとで改正案が取り纏められたが、未だ実現に至っていない。

これ以外にも監事に関する例規の規定には次のような検討すべき課題があると考えます。

① 監事会は監事と外部監事を以って組織されるが(会則82条1項)、会則上、監事と外部監事とでは就任の時期が異なる。監事は4月1日に就任するが(65条3項)、外部監事は総会が終わる5月下旬まで就任できない(65条6項)。このため監事10名(1年度及び2年度各5名)が4月1日に就任していてもその時点では監事会が組織できず、実際に組織されるのは毎年6月に入ってからである。

これは本会には毎年4月と5月の約2ヶ月間、監事会が存在しない空白期間が制度的に常に存在することになる。監事・監事会の職務の中心が会務執行等の事後的に監査であるので格別の支障がないからと理解すべきであろうが、上記空白期間が常に生じることになるのは、制度として一考を要するのではないだろうか。

② 期末月である3月度の会務会計等の監査は、当然に新年度である4月に入ってから実施されるので、仮に会則65条3項で3月末日を以って任期を終えた2年度監事であっても監事としての職務が依然、継続する。そうすると当該2年度監事であった会員は、監事の兼任禁止規定(会則62条2項、監事規則2条)との関係で、新年度本部支部を問わず全ての委員会等の活動ができなくなるのでは、という疑義が生じ得る。現在の運用では、2年度監事であった会員でも、最後の監査が残ってはいるが、新年度委員会等に所属することに問題がないとされているようであるが、曖昧さが残る規定振りとなっていることは否めない。

### 4 おわりに

既に述べたように、本会会則は監事については再任禁止、兼任禁止といった厳格な規定を置く一方、解釈運用で対処せざるを得ない曖昧さの残る規定振りが散見される。職務の遂行においては特に例規に厳格であるべき監事会・監事の立場としては、このちぐはぐ感に何かしっくりしない気分であるが、考え過ぎであろうか。監事の職になれば気づくことも考えることもない事柄ではあるが、監事や監事会に関する例規を全体的に見直すべき時期ではないだろうか。

以上



## 日本弁理士会の研修

日本弁理士会研修所所長 伊藤 高 英

### 3年目を迎えた義務研修

既登録会員を対象とする継続研修及び弁理士になるための資格取得者を対象とする実務修習は、平成22年度に3年目を迎え、既に約6箇月が経過した。

研修所においては、義務研修の実行・運営方法のルーチン化を図るべく種々の検討や試行を進めている。運営業務の中には、会員のご協力を得ることによって初めて円滑に運営可能となる事項も存在するので、会員の皆様には是非ともご協力をお願い申し上げます。

### 継続研修の厳格性

継続研修は法定の義務研修であるためにそれぞれの運営手法についても法的に定められている。従って、研修を運営する側及び受講する側においてもその法的内容を満たすように努力する必要がある。

研修を運営する側においては、作業順に、経済産業大臣に対する研修計画の事前提出・承認、出欠管理、経済産業大臣に対する事後報告等を法的内容に従って実行する必要がある。特に、座学集合研修の出欠管理においては、研修当日の研修現場において正確かつ円滑に実行する必要がある。これまでの経験の中で、研修会場への入退場において渋滞が発生する等の不具合があった。その不具合を解消するために、ITを利用してスムーズに入退場でき、正確な出欠管理を実行可能なシステムの導入を検討したが、諸般の事情により導入が見送られた。

研修を受講する側においては、会員毎に定められている研修期間内に所定の単位の研修を受講する必要がある。日本弁理士会（以下、弁理士会）より全

会員に配布されている継続研修ガイドブック（平成22年度版）を折に触れてご利用下さい。特に、弁理士会主催、共催等の研修においては、弁理士会側において受講者の受講単位を弁理士義務研修支援システムに登録しますが、それ以外の研修の受講単位は受講者からの申請がなければ登録されませんので、必ず所定のフォームに従って受講単位の申請をされますようお願い申し上げます。申請が必要とされる受講単位としては、認定外部機関の研修を受講した場合、所定内容の科目の研修の講師をした場合、所定内容のテーマに関する著作物を発表した場合、弁護士特例を受ける場合等がある。勿論、研修受講の軽減・免除を受ける場合にも申請が必要である。

### 新規登録者の継続研修

弁理士に新規登録した者の継続研修は登録した年度の次の年度より5年間の研修期間が開始される。従って、昨年度に弁理士試験を合格し、実務修習を修了して本年度弁理士登録された者は、来年度から継続研修（5年間で70単位以上の受講）を受講する義務が発生する。但し、必修科目については継続研修の研修期間の開始前においても受講可能である。この場合、受講単位は認められないことになっている。

### 受講者数が増加する実務修習

平成22年度の弁理士試験の論文式試験の合格者は822名であり、本年度の実務修習受講希望者は800名弱程度になることが予測される。昨年度の実務修習受講者より若干増加される予測である。

弁理士会は指定修習機関として3年目の実務修習



の準備を進めている。実務修習はEラーニングと東京、大阪、名古屋におけるスクーリングとで実行される。本年度も昨年度に続いて多くの受講希望者が予測されるので、スクーリングの講師予定者には、スクーリングの講義を2回以上ご担当いただく可能性があり、紙面を通じて謝意を表するとともに、新規の講師育成も進めている。

研修所においては、今後、受講者数の正確な予測のもとで更に綿密な準備作業を進めて本年度の実務修習を成功裏に終えるように努力する所存である。

### 知財ビジネスアカデミー事業

昨年度より知財ビジネスアカデミー事業を研修所に統合して運営を開始した。統合により、科目数の増加や各科目の受講者数の増加が図られ、一定の効果が現れた。

知財ビジネスアカデミー事業は、弁理士が特許庁との手続に関するコア業務に加えて周辺業務にウイングを広げるための人材育成を実行することを一つの目的として進められ、研修対象者に弁理士以外の外部の人材に積極的に参加いただいて研修効果をあげる方策がとられている。

また、各支部における知財コンサルティングに関する科目が人気を博している。

研修所の伝統的な研修業務と知財ビジネスアカデミーの研修業務には共通項も多いために、両事業が統合したことによる利点を更に伸ばすように運営を工夫する予定である。

### 新人養成研修の試行

特許の明細書作成等の弁理士のコア実務を修得するための新人養成研修を、少数精鋭方式、演習形式、多数回シリーズ方式にて、東京1クラスで試行する。その結果に基づいて来年度に、研修地域を大阪、名古屋に拡大し、研修テーマを意匠、商標にも拡大する予定である。ご期待願います。

### お願い

研修所は正副所長と運営委員とで構成される部会制をとって運営している。是非、日本弁理士クラブ会員の皆様には、研修所の一員となられて、自ら受けてみたい研修内容を企画・実行する等の会務参加をお願い申し上げます。



# 日本弁理士会中央知的財産研究所から

副所長 中村 仁

## 1. はじめに

中央知的財産研究所（以下、「研究所」という。）は、平成8年に「長期及び国際的視野からの内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資する」（会令第27号第2条）という目的の下、日本弁理士会の附属機関として設立されました。

それ以降、現在に至るまでに、30近くのテーマについて調査・研究を行い、その成果を会員に報告しております。これまでの研究成果については、日本弁理士会のホームページをご参照ください。

[http://www.jpaa.or.jp/about\\_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html](http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html)

## 2. 研究所の活動

### (1) 調査・研究活動

現在、以下の3つのテーマについての研究部会が活動しています。

「明細書を巡る諸問題」

「商標の基本問題研究会－混同を巡る諸問題」

「審判及び関連する制度の研究」(関西)

各研究テーマの調査・研究期間は1～2年で、毎月1回（2時間）研究会が開催されています。研究員は学者、弁護士及び弁理士により構成されています。

### (2) 報告書発行

調査・研究の成果物である報告書は、日本弁理士

会会員に配布するだけでなく、裁判所、特許庁、弁理士会、知財関係の学者・研究者にも広く配布（寄贈）しています。

従来、報告書は非売品として頒布されるものであったため、掲載された論文を他の論文に引用しづらいとの指摘があり、数年前から、報告書を一般書籍として出版してきました。しかし、日本弁理士会会員には頒布しているため販売数が伸びず、外部の出版社が刊行するのは商業的に厳しいという問題が生じました。

そこで、現在では、パテント誌別冊という形式により報告書を発行しております。

### (3) 公開フォーラム・会員向け研究発表会

平成15年からは、公開フォーラム（於：東京、大阪（又は名古屋））を開催し、調査・研究内容を広く公表しております。この公開フォーラムは、日本弁理士会会員だけでなく、企業なども対象としております。

### (4) 運営員

研究所の活動は、運営委員により支えられています。運営委員は、研究会のテーマ選定・運営、公開フォーラム・会員向け研究発表会の企画・運営などを行っております。また、運営委員は、毎月の研究会への出席も認められています。

毎年、運営委員の募集を行っております。上述のような研究所の活動にご興味をお持ちの会員がいらっしゃれば、是非ご協力いただきたいので、応募をお願い致します。



# 知的財産支援センター活動報告

知的財産支援センター副センター長 羽鳥 亘

## (1) はじめに

昨年度から、日本弁理士会知的財産支援センター（以下、支援センター）副センター長をさせて頂いており、本年度は第1事業部、知財授業用共通台本作成チームを担当させて頂いております。

支援センターは、弁理士会の附属機関として1999年4月1日に発足し、知的財産制度の昂揚、普及等を弁理士の社会貢献活動により行っております。

支援センターは、第一事業部、第二事業部、第三事業部、出願援助部及び総務部の5事業部体制を組み、全国各支部と連携しながら各種活動を行っております。

各事業部の役割分担として、第一事業部は主に小中高における知的財産教育支援活動及びエンターテイメントセミナーを、第二事業部は主に大学・中小企業への支援活動を、第三事業部は主に地方自治体への支援活動を、出願等援助部は資力の乏しい個人等への出願費用の援助を、総務部は支援センターの活動内容を内外に伝える「支援活動だより」等の作成や支援センター全体の管理業務を担当しております。

今回は、総務部及び第一事業部の活動内容を中心に支援センターの活動内容を報告させて頂きたいと思っております。

## (2) 総務部

① 「支援活動だより」掲載に際しては、関東支部、近畿支部、東海支部における支援活動内容を漏れなく掲載するように努めるとともに、支援センター経由以外のその他の支部における活動も広く掲載するように情報収集に努めております。

さらに、「だより」に掲載しております四コマ漫画

「それいけ支援センタくん」が好評のため、日本弁理士会のホームページにも掲載させて頂いております。

② 昨年度、支援センターが、設立11周年に入ったことを記念して「パテント」誌2010.2号において特集を組ませて頂きました。

「支援センターについて・支援センター10年の歩み・地方自治体との支援協定現状と今後の展開・支援協定を締結して」の各テーマで総計44頁にも亘る特集記事として会員の皆さんに支援センターの活動を報告させて頂きました。

③ 本年度は、日本弁理士会と全国の自治体との支援協定第一号となる島根県との支援協定（平成13年2月締結）が締結されて10年になります。

これを契機に、これまでの成果を検証すると共に、各地方の知的財産担当者からの意見及び要望を賜り、今後の支援活動の方途を見出すために、平成23年2月10日に「知財支援協定締結10周年記念イベント」の実施を予定しております。

## (3) 第1事業部

① 「授業用共通台本貸出基準」について、台本の改変使用等に関する基準が不明確との指摘があったため、昨年度、授業用共通台本の取扱基準の見直しを行いました。

この結果、スライド画像自体の作り変え（改変）は基本的に不可とする事を確認する一方、現場での台本使用の実情を考慮して、台本に掲載された内容の項目ごとの増減（抜粋使用、差し替え等）を可能とするとともに、各台本に項目の区切りを明記する作業を台本作成改訂WGで行いました。

② 愛媛県内の7つの高校で開催される高校生向け

知的財産セミナーについて、第1事業から講師を派遣し、四国支部の会員とともに授業協力を行っております。

このセミナーは愛媛県との知的財産支援協定に基づいて行っているもので、各高校と授業内容希望等について事前打ち合わせを行い、高校毎に授業内容を変えるきめ細やかな知的財産授業を行っております。

③ その他、北海道支部、東北支部、北陸支部、四国支部、九州支部等からの要請により、小中高出張授業講師派遣及びエンターテイメントセミナーへの講師派遣を行っております。

#### (4) 知財授業台本作成改訂WG

① 第1事業部の事業の一環として、弁理士が小中高等学校での出張授業を行う際に使用する台本(授業用共通台本)の作成及び管理を行っており、昨年までに作成した授業用共通台本の総数は、小中高向け合わせて10本以上となりました。

また、それに伴い、授業用共通台本を使用した各地の会員から、内容の改訂の要望を含めた様々な意見が出されるようになりました。

このような理由から、より良い新規台本の作成、並びに既存台本の内容の総合的な再検討に本腰を入れて取り組む時期であると判断し、昨年度、授業用共通台本の新規作成及び改訂を専門に行うためのWGを立ち上げました。

授業用共通台本の新規台本作成並びに既存台本の改訂に当たっては、授業用共通台本を用いた授業経験が豊富な方や、学校教育に対する広い知見をお持ちの方など、幅広い人材を集めて行う必要があるため、本WGのメンバーとして、関東支部、近畿支部、東海支部から前記条件に該当する会員を2名ずつ派遣して頂きWGのメンバーを構成しております。

② 昨年度、新規授業用台本として、我が国の歴史上重要な人物の一人である「高橋是清」の生涯とそれを取り巻く時代背景にスポットを当て「子供から大人までが楽しめる内容」に留意しつつ、(a)日本の特許制度の誕生には諸外国との関係改善などの政治的課題・社会情勢が大きく関係したことを感得しうるものとする、そして、(b)経済的な不況の中、

波瀾万丈に満ちた是清翁の生涯に目を向けることで、挫けても諦めずに頑張ろうという勇気を与えてくれる、そんな内容を意識した台本を作成しました。

また、このコンテンツ構成は、大きく二つのパートに分かれており、第1部が「高橋是清の特許制度ことはじめ」、第2部が「是清さんに聞いてみよう」という構成になっています。

③ 「弁理士田島小五郎」「小学生向け台本(君も今日からエジソンのF博士部分)」及び前記新コンテンツ「是清さんに聞いてみよう」の3つの台本について、プロの声優による音入れ作業を行いました。

④ 第1事業部が管理を行っている、弁理士が小中高等学校での出張授業を行う際に使用する台本(授業用共通台本)全てについて、内容の再点検作業及び、各台本に項目の区切りを明記する作業を行い、これらの修正作業が終了した全ての台本(ppt画像を含む)及び新規作成した台本を、プリントアウトし、全国各支部に配布し、全国の会員が容易に内容確認を行えるようにしております。

#### (5) 10年後・20年後の日本のエジソンを育てたい

前記授業用共通台本を使用した授業を受けた子供たちの話を聞いてみると「面白かったです。わたしも何かを発明して、ぜひ特許を取ってみたい」(小学6年生)「難しかったけど、楽しかった」(小学3年生)等の声が聞かれます。

子供たちが、前記授業用共通台本を使用した授業を1回受けても、毎日の学校での授業に比べると、それは小さな出来事に終わってしまうかもしれません。

しかしながら、小学生の時の小さな出来事が、大人になってからも強い印象として残っているような経験はないでしょうか？

弁理士による小中高等学校への知的財産出張授業を受けた子供の中から10年後・20年後の日本のエジソンが、生まれるかもしれません。

10年後・20年後の日本を担う子供たちのために、今後とも「弁理士の小・中・高校への派遣」に関し、皆様のご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

以上

# 日本知的財産仲裁センターの現状

センター長 宍戸 嘉一

## 日本知的財産仲裁センター

日本知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同して設立した知的財産の紛争処理等を行う裁判外紛争処理機関であり、平成10年4月に設立されてから今年で12年目になります。センターは、「仲裁・調停」を主な事業として設立されましたが、その後、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）からJPDメイン名の紛争処理機関としての認定を受け、平成12年10月19日より「JPDメイン名の紛争処理」を扱う事となり、その後「センター判定」業務、引き続き「センター必須判定」業務の導入が図られ、このように事業が拡大して今日に至っております。昨年度は、日本知的財産仲裁センターが予め要望しておりましたセンター事務局のスペースの拡張が、日本弁理士会のご理解のもとに実現し、センターの顔がお蔭様で整いました。

## 事業種目の概説

「調停」は、弁護士、弁理士各1名による調停人が当事者間の紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力する制度です。調停人の意見や判断を基に当事者が合意して和解契約を結ぶことにより事件を解決するものです。仲裁センターに持ち込まれる知財紛争は、殆どの事件がこの調停手続によって解決されています。

「仲裁」は、当事者の合意に基づいて紛争の解決を弁護士及び弁理士を含む少なくとも3名の仲裁人に任せ、仲裁人の判断に強制力を持たせて紛争の解決を図る制度です。「仲裁」は、紛争が短期間のうちに終局的に解決されると言う利点がある反面、仲裁

人の下した仲裁判断に対して不服を申し立てることができないという不利な点もあり、この事と関連してなのか分かりませんが、仲裁センターでの仲裁事件の数は、比較的少ないのが実情です。

「センター判定」は、特許、実用新案権、意匠権及び商標権に関して対象物がそれらの権利範囲に属しているか否かの判定（範囲判定）及びそれらの権利の登録に無効理由があるか否かの判定（無効判定）を弁護士、弁理士各1名で行うものです。「センター判定」には、申立人だけが当事者となる単独判定と、被申立人も当事者となる双方判定があります。統計によると、単独判定の利用が圧倒的であり、また範囲判定と無効判定は事件としてはほぼ6対4と言えるでしょう。

「センター必須判定」は、特定の技術標準規格に関する必須特許の実施許諾団体と仲裁センターとの合意に基づき、特定の特許が技術標準規格で規定されている機能及び効用の実現に必須であるか否かについて仲裁センターが行う判定である。

いずれの制度を利用するにしても、最大の利点は、申すまでもなく、手続の非公開性・秘密性にあると言えます。

## 仲裁センターの運営について

センターの運営は、センター基本規定に基づいて、日本弁護士連合会と日本弁理士会から選任された各25名、合計50名よりなる運営委員会によって行われています。運営委員会は毎月定例として1回開催されています。運営委員会は、規則、事務局運営、事件管理、広報渉外、研修、事業拡大プロジェクト、支部支所の7つの部会を有し、運営等に関する事項

について各部会で事前に検討していただいた上で、それを議題として提案して頂いて議論し、決めていく或いは報告してもらい、議事運営は専らセンターの役員の一人名である運営委員長のもとに行なわれている。仲裁センターの今年度の事業計画の主なものを挙げれば以下のとおりである。

(ア)「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証の取得（規則部会）

認証申請に向けた取り組みを行い、認証の取得を実現する。

(イ) 仲裁センターのホームページの改定版の開設（広報部会）

広報の充実を図る観点からホームページの改定版を決定し、その開設の実現を図る。

(ウ) 事務局運営体制作り（事務局運営部会）

事務局運営の業務を的確に把握した上で、事務局職員に対する支援指導の体制を確立する。

(エ) 知財評価事業の実現化の推進（事業拡大プロジェクト部会）

昨年度決定した知財評価に関する事業計画に則って知財評価事業の実現化を推進する。

(オ) 仲裁センターの利用促進策の検討と実行（研修部会）

仲裁センターにおける調停・仲裁・センター判定の利用促進の観点から、その促進策を検討し、検討結果に基づいて弁護士・弁理士を対象に実行する（事例紹介等）。

(カ) 仲裁センター主催のシンポジウムの継続実施（広報部会）

これらの事業計画は、運営委員の先生方のご尽力を待たなければなりません、なんとしても実現したいと考えております。

#### 調停人・仲裁人候補者の改定について

今年度は、仲裁センターの調停人・仲裁人候補者（弁護士、弁理士及び学識経験者）の名簿の改定時期（3年毎）に当たりましたので日本弁護士連合会及び日本弁理士会からの推薦手続を経て新しい候補者名簿が作成されました。それによると、弁護士先

生は142名、弁理士の先生は150名、学識経験者18名です。併せて、調停人・仲裁人補助者候補者も改定されました。また、JPDメイン名紛争処理パネリスト候補者も、日本商標協会の協力を得て改定させて頂きました。紛争処理に関して信用とか評判を勝ち取るにはなんといっても調停人・仲裁人候補者によるところが大きい。幸いにも今回改定させて頂きました調停人・仲裁人候補者は、これなら安心して紛争処理を任せられると言われるような先生方ばかりであり、先生方の活躍を期待致しております。

#### 申立事件数について

平成22年7月現在の統計によると、調停・仲裁申立件数は110件、センター判定申立件数は44件（平成16年業務開始）、ドメイン名紛争処理申立件数は77件であった。これらの数値は、仲裁センターの存続年数を考えれば決して多いとはいえないが、これらの事件には調停人・仲裁人として、またパネリストとして、或いは事件の代理人として多くの先生方が関わっていることを考えると仲裁センターの存在は社会的に見て大変大きく、意義のあるものといえるのではないのでしょうか。

#### 結び

弁理士法の改正に伴い、弁理士には、その業務として仲裁代理が認められている。弁理士法4条2項2号の規定によれば、「特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続であって、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものを行うものについての代理」とあり、仲裁センターは、紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができる団体であると認められ、経済産業大臣から指定された団体であります。したがって、知財紛争の解決を図る場として仲裁センターがあることを認識していただき、弁理士の代理業務の一環として仲裁センターを大いに活用して頂ければ幸いです。



## 知的財産の経済価値評価とは

日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

センター長 久保 司

知的財産の経済価値評価とは何かを簡単にお話してみます。

評価の原則を言いますと、鑑定評価とは、評価対象物の属性を判定することで、部分的にしる、全面的にしる、不動産鑑定評価の原則は、機械、宝石、美術品の鑑定にも利用されてきましたし、無形資産や知的財産の評価にも適用することができるものです。

一般に、人が物の価値を判定する場合には

- それにどれほどの費用が投じられたものであるか
- それがどれほどの価値で市場で取引されているものであるか
- それを利用することによってどれほどの収益（便益）が得られるものであるか

という三つの点から考慮できます。（価格の三側面）

不動産鑑定評価基準によれば、原価方式、比較方式及び収益方式の三方式があるとされますが、これが、原価方式⇒コスト・アプローチ、比較方式⇒マーケット・アプローチ、収益方式⇒インカム・アプローチとなります。

そして、価値という言葉は、価格や費用とは同義ではないのです。価値とは、保有から生じる将来の便益のすべてを一時金の形で表現したものと言えます。

知的財産を資産（知的資産）とみると、資産とは将来の経済的便益と定義することができますので、これは「キャッシュフローの現在価値の総和」に等しいことになります。

最高裁（平成18年01月24日）第三小法廷判決では、「特許権の適正な価額は、損害額算定の基準時における特許権を活用した事業収益の見込みに基づいて算定されるべきものである」とされました。

知的財産を一つだけ取り出して評価するよりも、当該知的財産を用いた事業により評価することを前提として、この事業の評価価値から知的財産の寄与を考慮して、知的財産の価値を割り出すのが簡単なやり方です。

すなわち、事業でいくら儲かるから、この知的財産の価値はその何分の1であるということなのです。

もともと価値評価は人間の主観的な行為でありまして、普遍的な評価というものはありません。「評価」は価値判断を含む概念であり、そのため、基本的には判断を行う個人に依存します。この点、共通に認められた尺度にもとづくものであるが故に結果の共通性が求められる測定とは異なります。

価値判断という過程に、他者が納得する合理的な理由を入れ込めばよいものであり、それには、いずれか一つの評価法のみを単独で適用し、それをもって総合評価の結果とする単独方法ではなく、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチのそれぞれのアプローチに属する評価法を複数選択し、各評価法の結果を比較・検討し、最終的な評価額を算定する方法、特に、複数の評価法を適用し、一定の幅をもって算出されたそれぞれの評価結果の重複等を考慮しながら評価結果を導く方法（重複幅併用法）をお勧めします。



## 国際活動センター報告

国際活動センター センター長 西島 孝喜

今年度、国際活動センターのセンター長に就任いたしました。一言ご挨拶させていただきます。

弁理士会の国際活動センターは、弁理士会の付属機関として平成17年に創設され、弁理士会の国際活動を担う部門であります。

弁理士会の委員会と異なり、継続性を担保するため国際活動センターのセンター員の任期は2年制となっております。国際活動センターの役割は知財制度の国際性とも相まって、最近ますます大きくなっております。基本的には、国際情報の会員への提供、海外への国内情報の発信、国際交流、弁理士会としての国際的な意見表明といった活動が中心となります。

ご承知のように知財を取り巻く国際情勢はさまざまな面で新たな状況が生まれ、変化しております。

これは、国家全体の運命を左右するさまざまな動

きに起因するものと考えられます。

そもそも弁理士が関わる知財制度は国家の産業活動と一体であり、特に日本のおかれた国際競争の中では国家を取り巻く環境がそのまま反映される感じがあります。その上、最近の知財を取り巻く環境の変化は以前にも増して急激なものとなっており、国家の状況と同じようにグローバル化するさまざまな面での世界一体連動型の傾向が顕著になっている感があります。

このような世界的変動の中で特にBRICsの躍進はめざましく今後知財の面でも日本に与える影響はきわめて大きくなることが考えられます。いずれにしても弁理士会においても国際動向を注視する必要性はますます増大しており、国際活動センターの役割は重要性を増していくことは間違いありません。微力ながらお役に立ちたいと思います。







# 広報センターについて

広報センター長 福田 伸一

## 1. はじめに

広報センターは、平成21年度臨時総会決議により、研修所、中央知的財産研究所、知的財産支援センター、知的財産価値評価センター、国際活動センターに続く、第6番目の附属機関として設立され、平成22年4月1日から活動を開始しております。

## 2. 設立までの経緯

前記の通り、広報センターは本年度から活動を開始したのですが、既に10年以上、日本弁理士会内の委員会として、知的財産制度はもとより、弁理士及び弁理士会の広報活動に取り組んでまいりました。

例えば、広報センターの活動として、マスコミからの取材対応、定例記者会見、各種ノベルティーの作成、特許アトニー誌等、広報媒体の企画／編集／発行、駅看板やポスターの企画／制作、日本弁理士会ホームページの制作、特許アトニー誌の企画／編集／発行等を挙げることができます。

しかしながら、日本弁理士会内の委員会である場合、年度単位で執行役員会の構成からの諮問等を受け身状態から脱することが困難でありました。つまり、自ら事業計画を立て、必要な予算請求を行い、継続的、且つスピーディーに活動を行うことがなかなか困難であるとの事情がありました。

また、本年度に二期目を迎える筒井大和会長は、会員向けの広報活動も重視されており、それを実行するには、執行役員会設置に係る一委員会としては限界があることが判明しました。

そこで、これまで行ってきた各種広報活動はもちろんとして、更に、それ以上の活動を、計画性、継続性、迅速性を考慮しつつ、自ら企画／実行する組織として附属機関化されるに至ったものです。

## 3. 組織の概要

広報センターは、センター長、副センター長、事業部長、そして、事業部員とから構成されております。

センター長はすべての事業部を管轄し、副センター長と事業部長は、以下に記す全5部からなる事業部の一つを担当します。

各事業部は毎月1回の定例会議を行うほか、日々、メールを利用した検討を行っております。ちなみに、本稿執筆時点において、各事業部等でのメールは1,000通を越えており、すべてのメール情報に接する私としては、事業部員の活発な活動に感謝している次第です。

さらに、各事業部の上部組織として、センター長、副センター長、事業部長による広報企画会議が存在し、毎月の定例会議では、各事業部の活動情報の共有化をはかると共に、事業部単位での課題や方向を検討しております。

### ① 企画総務部

この事業部は、その名の通り、広報センターの運営及び活動に関する全般的な企画及び立案、広報センター全体の事務的管理等を受け持っております。

例えば、構成員が入れ替わっても継続的に事業を行えるようにするべくマニュアルを作成し、また、中期的な広報計画についての検討、各支部との関係についての検討、各事業部活動の集約／整理等を行っております。

ある意味、管理部門的な役割を担っており、おそらく、この事業部の存在が委員会と最も相違する点であると考えております。

### ② 第1事業部

この事業部は、弁理士の日、その他の各種イベン

トを活用した広報等を受け持っております。

例えば、新聞広告、駅看板広告、ノベルティグッズの制作、各種イベント時に利用する展示パネルの制作等を行っております。

ちなみに、本年度、関東支部から要望があった「はっぴょん着ぐるみ制作」についても、この事業部で次年度採用について検討を行っております。

#### ③ 第2事業部

この事業部は、記者会見、その他マスメディアを活用する広報等を受け持っております。

例えば、定例の記者会見、記者勉強会、各種取材対応を行っております。また、マスコミデータベースの作成、取材対応マニュアルの作成、というように、継続性を担保するのに必要とされる活動も行っております。

ある意味、最も広報らしい事業部であり、様々な情報収集力や感受性が必要とされております。

#### ④ 第3事業部

この事業部は、広報誌「パテントアトニー」の発行に関する事項、紙媒体、電磁的記録媒体、ホームページを用いた広報等を受け持っております。

例えば、前記「パテントアトニー」はもちろんのこと、小学生向けの「はっぴょん通信」、各種パンフレットというような紙媒体の制作を行うと共に、日本弁理士会ホームページ中の情報を日々アップデートし、且つ、ヒット数を増やすための情報発信活動を行っております。

ちなみに、本年度は弁理士である菅直人会員が内閣総理大臣に就任されました。そのことに対する会長メッセージ、訪問時の記事等、タイムリーな情報を迅速、且つ、正確にホームページに掲載するように努めております。

#### ⑤ 会誌編集部

この事業部は、会員はもとより、希望者に頒布される会誌「パテント」の企画／編集／発行による広報等を受け持っております。

最近、知的財産研究所の論文を取り纏めた別冊も発行しております。さらに、「パテント」に掲載される各種原稿について所定の基準に基づいて査読を行い、また、広告についても掲載基準に照らして審査を行っております。

会員の皆様のお手元に届く「パテント」誌、それは、ご執筆頂いた皆様のお力によるものであるのはもとより、この事業部による比較的地味な日々の活動の成果物であると考えております。

#### 4. 今後の課題等

上記各事業部の活動を源とする広報センターですが、その組織は本年度起動したばかりです。もちろん、「実行」に係る部分は初年度といえども停滞させるわけにはまいりませんので、日々、作業を行っているところです。しかし、附属機関としての最終目的を達成するためには、それだけでは足りず、特に次年度事業計画／予算については、可能な限り、早いタイミングで作業を行っていかねばなりません。そのあたりにつき、本年後半から一気に作業を進めたいと考えております。

また、広報活動を続けて行くに際しては、どうしても継続的に相応の「経費」が発生します。その反面、顕著な効果というのは簡単に得ることができず、しかも、効果を数値的に換算するのは、一部の活動を除き、相当な困難を伴います。このあたりを、いかにして弁理士会会員の皆様にご理解を頂けるかにつき、検討を行っているところであります。

何れにしても、弁護士のように知名度が高く、且つ、日常生活に何某かの形で関与する士業とは異なり、どちらかといえば、一部において著名、その他において無名の存在である弁理士の知名度を如何にして高めるかが、広報センターの究極の命題であると考えております。それは、優れた人材が知的財産業界、弁理士を目指すこと、ひいては、国益に繋がるからです。

日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましては、広報センターにご理解頂き、その活動にご協力下さいますよう、お願い申し上げます。

また、広報センターは、他の委員会に比して「日常業務を忘れられる活動、自分のアイデアを生かす活動」を行える組織でもあります。若手の会員におかれましては、是非とも、次年度は広報センターに所属して頂き、一緒に活動していただきますよう、お願い申し上げます。



## 日本弁理士政治連盟の 副会長に就任して

日本弁理士政治連盟副会長 富崎元成

### 1. はじめに

やっと景気の底を脱したかと思うとギリシャの信用不安等で日本経済の景気回復は予断を許さない状況であり、しかも昨今の極端な円高もあり、我々の業界が経営的に厳しい状態にあることに変わりはありません。今後、PCT等の一部の海外出願件数は、増加することがあっても、長期的に見れば依然として、産業構造の変化、国内産業の空洞化、少子化等の我が国の種々の問題、及びBRICsの台頭を考えると、我が国の国内特許出願件数の横ばいないし減少傾向は避けられないと推測されます。

一方、知財推進計画から「大幅な増員」という文言が削除されたにも拘わらず弁理士の大幅な増員が依然として続いています。また、国際化、自由化の名の下に外国法事務弁護士の日本での法人設立を認め、活動を大幅に緩和する「弁護士法人法案(仮称)」も今年度に国会提出が予想されています。

更に、特許法の抜本的な全面改正も予定されており、かつ研修の義務化等に伴う負担の増加も相俟って、これらに対応するための負担もあり、弁理士業務の円滑な遂行が困難な厳しい状況が続いています。

こうした閉塞感の中で、弁理士で組織されている日本弁理士政治連盟は、他の士業に比して、極端に少ない予算と小人数の会員ながら、我々になにができるか、考え行動を起こしています。政治連盟としては、今緊急の課題として必要なのは、一つは崩れようとしている会員の経済的な基盤を固めるための政策が望まれ、二つ目は少なくとも弁理士の大幅増員は阻止すべき課題であると考えます。

### 2. 具体的な取組み

日本弁理士政治連盟の取り組みは、多岐に亘るものであり、ここで全部を紹介できませんが、力を入れている活動は、出願を増加させるための政策提言です(添付資料参照)。取り分け最近の提言としては、民主党、政府が検討している追加経済対策について、医療、介護、環境などの成長分野に重点投資するための2兆円程度の緊急経済対策です。報道によると、民主党の政調会は、急激な円高を受けて政府が検討する追加経済対策について、医療、介護、環境などの成長分野に重点投資するため2兆円程度の特別枠を設けるよう政府に求めています。

日本の経済成長のために、研究開発とその成果を全世界に向けた知財と標準化戦略が必要なことは、言うまでもなく、日本弁理士政治連盟は提言をしましたし、知財推進計画2010にあるように一定の成果もあげました。

一方、経済成長のシーズと言える研究開発の成果である特許出願の減少は、リーマンショック以降の落ち込みが激しく、回復する兆しが見えません。また、政府の方針によると、各省庁の概算要求を10%の減額のシーリングにする方針が出されており、特許出願件数の増加のための振興策を経済産業省等に提言しても、簡単にこれらの政策が実現できる状況ではありません。

しかし、緊急経済対策として、次の2点を民主党に要請しました。

(1) 特許出願件数をリーマンショック以前の約40万件にするために、ベンチャー・中小企業の特許出願のための補助金として、60億円を新規に設けてほしい。

(2) ベンチャー・中小企業の海外出願の補助金として、15億円確保してほしい。

また、特許出願に係る費用である出願料、審査請求料、特許料等の免除、引下げが検討されており、これについても特許庁等に、あらゆる機会を捉えて要望しています。

これ以外の弁理士法改正、弁理士の合格者数、種苗法、著作権登録の弁理士の標榜業務、特定侵害訴訟代理権、特許法のいわゆるダブルトラック、パット料金等の諸問題にも、日本弁理士会と連携しながら別の観点でスピード感をもって取り組んでいます。

### 3. お願い

冒頭に記しましたように、我々日本弁理会は他の士業に比して、会員数も政治力も劣ります。良くも悪くも、世のシステムは、立法、司法、行政の相互の力関係で決まります。近年の極端な弁理士の合格者数に見られますように、少なくとも我々が極端に不利にならないように、業界団体として発言し行動することは当たり前のことです。これを実現するために、最低限の義務として会費の納入等による会員の絶大な支援を引き続きお願い申し上げます。

#### 添付資料

#### 日本弁理士政治連盟のここ1年間の“特許出願件数を増加させる”ための活動一覧

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年6月4日<br/>自民党「弁理士制度推進議員連盟総会」<br/>(内容) 知的財産支援策、中堅企業・中小企業・地場産業等への支援策(減免等)、出願審査請求料引下げ、ダブルトラック問題、環境技術支援</li> <li>○平成21年6月16日<br/>民主党「知的財産制度改革推進議員連盟総会」<br/>(内容) 知的財産支援策、中堅企業・中小企業・地場産業等への支援策(減免等)、出願審査請求料引下げ、ダブルトラック問題、環境技術支援</li> <li>○平成21年8月5日<br/>細野特許庁長官との懇談<br/>(内容) ダブルトラック問題、地球温暖化防止対策、中小企業支援対策、出願審査請求料引下げ</li> <li>○平成21年10月2日<br/>大島・民主党的財産制度改革推進議員連盟会長との懇談<br/>(内容) 鳩山内閣総理大臣へ要望書提出、研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網構築と世界標準化、地球温暖化対策</li> <li>○平成21年10月7日<br/>菅副総理、直嶋経済産業大臣、小沢環境大臣との会談<br/>(内容) 研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網の構築と世界標準化、地球温暖化対策、中小企業支援対策、知的財産権保護強化</li> <li>○平成21年11月17日<br/>近藤経済産業大臣政務官との懇談<br/>(内容) 地球温暖化対策、環境技術開発の重要性と公的資金投入、特許法等関係手数料のあり方、出願審査請求料見直し</li> <li>○平成21年12月10日<br/>松下経済産業副大臣との懇談<br/>(内容) 環境技術と知的財産権化の重要性、企業の知的財産権取得のための具体的方策</li> <li>○平成21年12月24日<br/>中川・自民党弁理士制度推進議員連盟会長との懇談<br/>(内容) 研究開発・技術開発促進、知的財</li> </ul> | <p style="text-align: center;">産権包囲網構築と世界標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成22年1月27日<br/>山本総務部長(特許庁)との懇談<br/>(内容) スモールエンティティ (small entity) 制度導入、出願審査請求料引下げ、審査厳格化と出願厳選について意見交換、研究開発・技術開発予算増額</li> <li>○平成22年1月28日<br/>民主党「政権公約を実現する会(鳩山グループ)」で講演<br/>(内容) 日本再生のための知財戦略と地球温暖化対策に関する提言</li> <li>○平成22年3月4日<br/>自由民主党「元気な日本をつくる懇談会」でスピーチ<br/>(内容) 新成長戦略と知財戦略の重要性を説明</li> <li>○平成22年4月6日<br/>松下経済産業副大臣との懇談<br/>(内容) 地域知財支援、中小・ベンチャー企業支援、成長戦略と知財戦略</li> <li>○平成22年4月13日<br/>亀井金融・郵政改革担当大臣(国民新党代表)との会談<br/>(内容) 日本再生のための経済対策と成長戦略について意見交換、新エネルギー技術と省エネ技術の研究開発推進及び資金投入、知的財産権包囲網構築と世界標準化、地域・中小企業・ベンチャー企業対策</li> <li>○平成22年4月26日<br/>山本総務部長との懇談<br/>(内容) 研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網構築、世界標準化、出願審査請求料引下げ</li> <li>○平成22年4月30日<br/>古川内閣府副大臣との懇談<br/>(内容) 研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網構築と世界標準化、出願審査請求料引下げ、新成長戦略と知財戦略</li> <li>○平成22年5月7日<br/>近藤経済産業大臣政務官との懇談<br/>(内容) 研究開発・技術開発予算増額、知</li> </ul> | <p style="text-align: center;">的財産権包囲網構築と世界標準化、出願審査請求料引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成22年5月11日<br/>国民新党「政務調査会ヒアリング」に出席<br/>(内容) 研究開発・技術開発予算増額、知的財産権包囲網構築と世界標準化、出願審査請求料引下げ</li> <li>○平成22年5月18日<br/>民主党「知的財産制度改革推進議員連盟総会」<br/>(内容) 研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網構築と世界標準化、出願審査請求料引下げ、新成長戦略と知財戦略</li> <li>○平成22年6月8日<br/>民主党「弁理士制度推進議員連盟設立総会」<br/>(内容) 研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網構築と世界標準化、出願審査請求料引下げ、新成長戦略と知財戦略</li> <li>○平成22年6月14日<br/>増子経済産業副大臣との懇談<br/>(内容) 研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網構築と世界標準化、出願審査請求料引下げ、新成長戦略と知財戦略</li> <li>○平成22年7月1日<br/>弁理士の日記念祝賀会での「菅総理メッセージ」並びに「松下経済産業副大臣と鹿野民主党弁理士議連会長と中川自民党弁理士議連会長挨拶」へ特許出願件数増加対応を要望<br/>(内容) 特許出願件数増加のための“魅力ある特許制度”構築について発言</li> <li>○平成22年7月28日<br/>菅直人内閣総理大臣との会談<br/>(内容) 特許出願件数減少傾向への対策要望、研究開発・技術開発促進、知的財産権包囲網構築と世界標準化、政府の新成長戦略への期待</li> <li>○平成22年8月25日<br/>「政府の追加経済対策への提言(要望)」<br/>(内容) 特許出願件数の増加策、及びベンチャー・中小企業の海外出願の補助金として、合計75億円の確保の要請</li> </ul> |
|---|--|--|